

奈良県障害者総合支援センターの現状と課題について

1. 奈良県障害者総合支援センターの現状

①奈良県障害者総合支援センターについて

設置主体：奈良県

当初設置目的：障害者等の各種相談に応じると共に、社会参加と社会自立を促進するため、奈良県総合リハビリテーションセンターと一体的に、障害の早期発見、検査、治療、機能回復訓練等を一貫して行う。

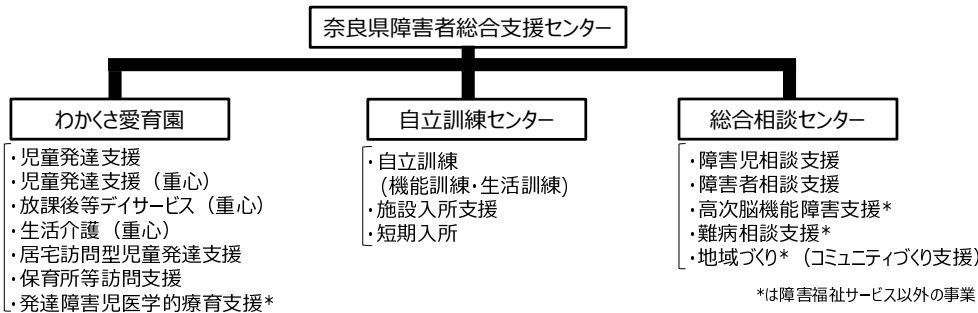
沿革

S63：奈良県心身障害者リハビリテーションセンターを開設

H18：奈良県総合リハビリテーションセンターに改称

H26：医療部門が独立行政法人化し奈良県総合リハビリテーションセンター、福祉部門が奈良県障害者総合支援センターとなる

②奈良県障害者総合支援センターの体制



③奈良県障害者総合支援センター内で実施している県委託事業

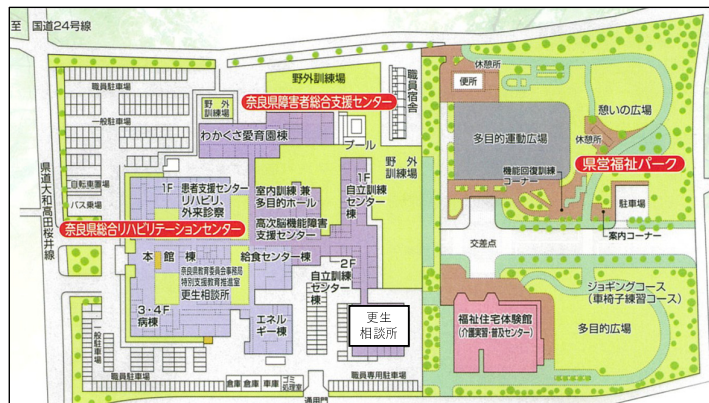
○発達障害児者支援：奈良県発達障害者支援センター【受託者：（社）宝山寺福祉事業団】

○重症心身障害児者支援：奈良県重症心身障害児者支援センター【受託者：（社）東大寺福祉事業団】

参考

○県営福祉パーク、福祉住宅体験館、介護実習・普及センター

位置図



2. 共生社会の実現に向けて

資料5

「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」（令和5年4月1日公布）

条例の目的

障害のある人が、自らの選択に基づき、希望する地域生活を送ることができるよう支援体制の充実を図り、もって全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。（条例より一部抜粋）

奈良県障害者計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）

①計画の目標

「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく豊かな人生を歩んでともに暮らすことができる地域社会の実現」

②施策推進の基本的な考え方

I 生活全般にわたる包括的な支援

II 生涯にわたり途切れることのない支援

III 障害のある人の意思を尊重しともに暮らす支援

共生社会の実現に向けて
奈良県障害者総合支援センターが果たすべき役割や機能の検討

共生社会

(i) 共生社会の実現に向けた理解の促進

障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり

(ii) 必要なときに身近な地域で相談できる体制づくり

地域における相談支援の体制づくり、誰もが適切な支援を受けられる相談体制の強化

(iii) 希望する地域生活を送るための支援

自己決定・自立した生活の支援、ネットワークの強化

(iv) 地域で安心してともに暮らすための環境づくり

住まいの確保、バリアフリーの推進、防犯対策の推進及び消費者被害の防止、災害時における支援の充実

(v) いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり

保健・医療の充実、子どもへの支援の充実

(vi) 障害特性等に応じた適切な教育の推進

特別支援教育の充実

(vii) 能力を最大限に発揮し働き続けられる就労の促進

雇用の促進、就労の継続、福祉的就労への支援

(viii) 誰もが気軽に社会参加できる環境づくり

情報アクセシビリティの推進、スポーツ・文化芸術活動等の充実

わかさ愛育園が担う機能の現状と課題

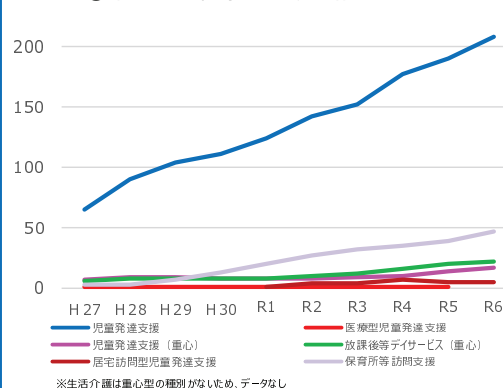
現在の事業

児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、生活介護

現 状

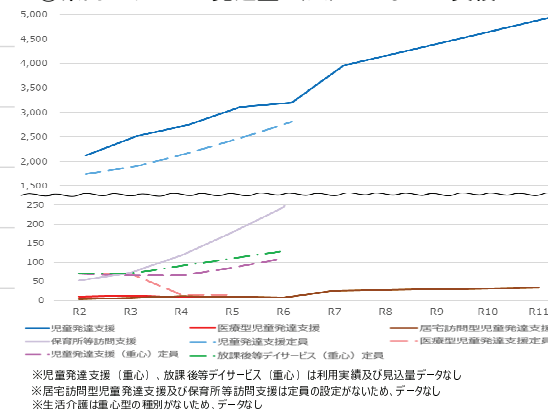
事業種別	定員	事業内容
児童発達支援【旧福祉型・旧医療型】	25人	就学前の言葉の遅れや行動面に課題がある児を対象として、機能訓練・福祉的支援などを提供し、発達や成長の支援を行う。
児童発達支援【重症心身障害児】	8人	就学前の重症心身障害児を対象として、医療的ケア・訓練・療育活動をしなが、成長・発達の支援を行う。
放課後等デイサービス【重症心身障害児】	7人	重症心身障害児や医療的ケア児を対象に家庭や学校と同様に安心して過ごせる環境を提供する。
生活介護【重症心身障害者】	20人	18歳以上の重症心身障害者を対象として、ストレッチ・創作活動・製作活動などの日中活動や生活の支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	—	外出することが著しく困難な重症心身障害児や医療的ケア児を対象に、居宅を訪問し成長・発達の支援を行う。
保育所等訪問支援事業	—	保育所や幼稚園に通っている支援が必要な児童に対し、集団生活に適応していけるよう保育士等が訪問して支援を行う。

①県内の同種事業所数の推移（箇所）



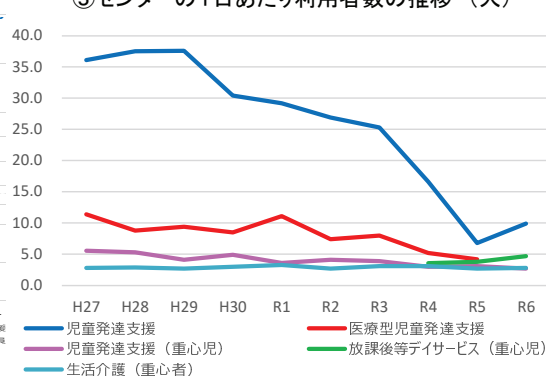
児童発達支援は民間事業所が多く参入している。
制度改正によりR6年度から医療型児童発達支援は
児童発達支援に一元化

②県内のサービス見込量（人）R6までは実績



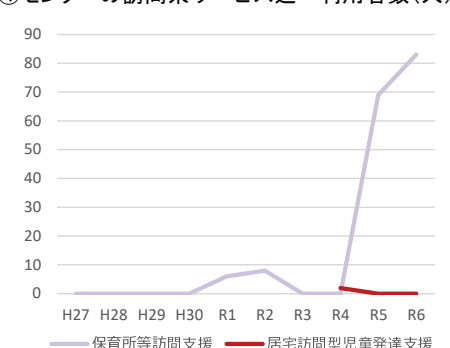
児童発達支援については、一般的に利用は週2・3日のた
め、サービス見込量(実績)に対応できる事業所定員である。

③センターの1日あたり利用者数の推移（人）



生活介護(重心者)の利用が少ない。

④センターの訪問系サービス延べ利用者数(人)



居宅訪問型児童発達支援の利用者が少ない。

- ・児童発達支援は民間事業所が多く参入している。制度改正を受け、わかさ愛育園でも児童発達支援と医療型児童発達支援を一元化。
- ・児童発達支援【重症心身障害児】は県内で他に17事業所と少ないが、わかさ愛育園での受け入れが減少している。
- ・放課後等デイサービス【重症心身障害児】は県内で他に22事業所と少なく、わかさ愛育園の利用者は微増している。
- ・生活介護【重症心身障害者】については、わかさ愛育園での受け入れが少ない状態が続いている。

課 題

- ・令和3年のあり方検討の結果から福祉型児童発達支援は令和6年度末での事業終了を予定し新規受け入れ停止したが、令和6年の制度改正により福祉型と医療型が一元化されたことを受け、わかさ愛育園においても医療型児童発達支援と一元化し継続しているものの、利用者が大きく減少している。
- ・生活介護【重症心身障害者】の利用希望はあるものの、利用者の受け入れが進んでいない。

自立訓練センターが担う機能に関する現状と課題

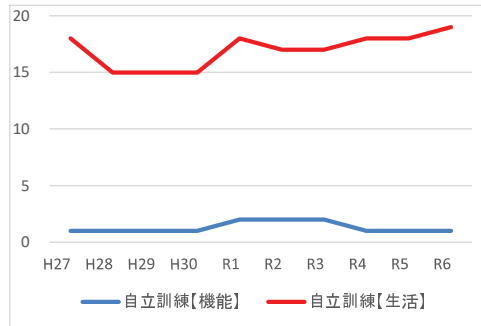
現在の事業

自立訓練【機能】、自立訓練【生活】、施設入所支援

現 状

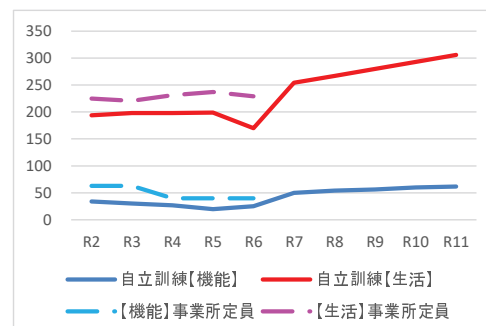
事業種別	定員	事業内容
自立訓練【機能】	40人	身体障害者を対象として、身体機能の回復と基礎体力の向上を図り、家庭内自立や積極的な社会参加ができるよう支援を行う。
自立訓練【生活】	25人	高次脳機能障害者を対象として、生活能力の向上を図り、スムーズな地域生活が営めるよう支援を行う。
施設入所支援	30人	上記訓練利用者を対象として、自立訓練センター内で入所支援を行う。

①県内の同種事業所数の推移（箇所）



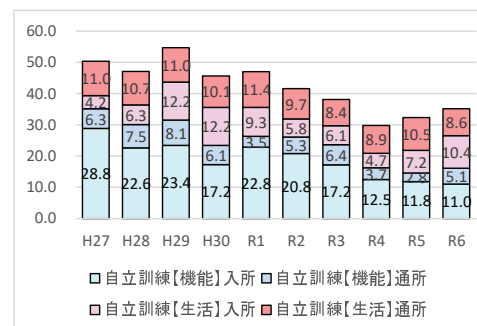
事業所数は横ばいの状況

②県内のサービス見込量（人）R6までは実績



事業所定員はサービス見込量(実績)を上回っている

③センターの1日あたり利用者数の推移（人）



コロナ禍以降、入所者数が回復していない



リハビリ風景（総合支援センターHPより）

- ・自立訓練【機能】を実施している事業所は県内で唯一の施設である。
- ・自立訓練【生活】は、高次脳機能障害に特化した事業所としては県内で唯一の施設である。

課 題

- ・自立訓練【機能】は、コロナ禍以降、入所者数が回復していない。

総合相談センターが担う機能に関する現状と課題

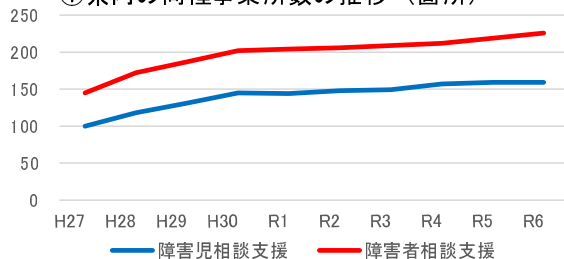
現在の事業

障害児相談支援、障害者相談支援、高次脳機能障害支援、難病相談支援

現 状

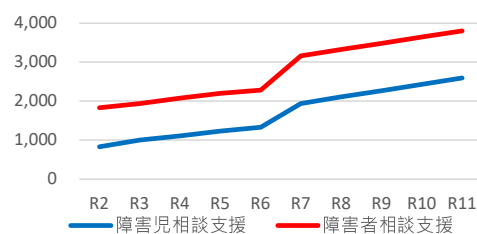
事業種別	事業内容
障害児相談支援	18歳未満の児を対象に、障害児通所支援や障害福祉サービスなどの利用に必要な利用計画を作成したりモニタリングを行う。
障害者相談支援	18歳以上の方を対象に、障害福祉サービスなどの利用に必要な利用計画を作成したりモニタリングを行う。
高次脳機能障害支援センター	相談支援拠点機関として設置し、相談支援や高次脳機能障害の診察、ならびに関係機関との連絡調整を行う。
難病サポートセンター	難病患者・家族の暮らしを個別にサポートし、リハビリテーションや障害福祉サービスの調整等の相談窓口として、一次相談を行う。

①県内の同種事業所数の推移（箇所）



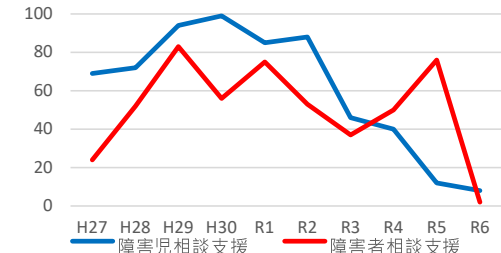
事業所数は増加傾向にある。

②県内のサービス見込量（人） R6までは実績



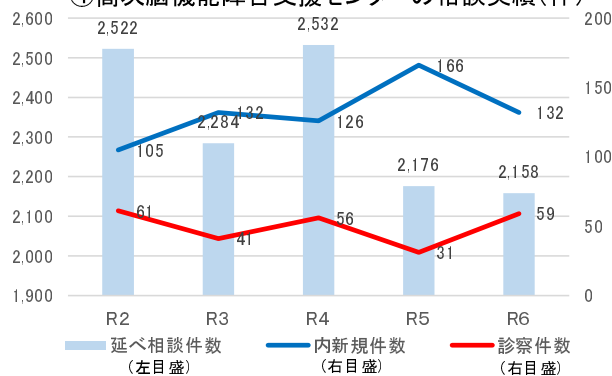
サービス見込量は増加傾向にある。

③障害児・者相談支援の年間利用者数の推移（人）



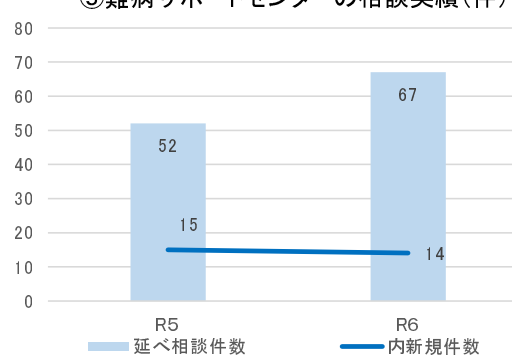
障害児相談支援は児童発達支援（福祉型）の受け入れ停止に伴い減少傾向となっている。

④高次脳機能障害支援センターの相談実績（件）



相談件数は毎年2,000件を超えている。

⑤難病サポートセンターの相談実績（件）



センター設置後2年間で29名の新規相談がある。

- ・障害児相談支援、障害者相談支援ともに、県内の事業所数、サービス見込量は増加傾向にある。
- ・高次脳機能障害支援センター、難病サポートセンターともに一定数の新規相談者がいる。

課 題

- ・社会復帰後に企業などで高次脳機能障害について理解が進んでいないため離職するなど、就職後の定着が難しい場合がある。就労機関（奈良障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター）との連携ができておらず、就労後の高次脳機能障害者の支援ができていない。

令和3年のあり方検討について

(1) 見直しの方向性

- 住み慣れた地域で安心して暮らせるように、障害のある人一人ひとりの生活全般にわたる支援をコーディネートする**伴走型支援者を統括し支援する拠点**となる。
- 病院併設の強みを活かして医療、教育等の関係機関と連携し、重症心身障害、高次脳機能障害、発達障害などの**民間参入が少ない高度、専門的知識を要する分野の福祉サービスの提供、相談、関係機関のコーディネート**等を行う。

(2) 奈良県障害者総合支援センターが担う機能

役割①

不採算の分野や新しい分野で**民間参入が少ない分野の福祉サービスの提供**

役割②

高度、専門的な知識を要する分野、または複数の支援機関が関わる分野の横断的な調整等

見直しにより開始した事業

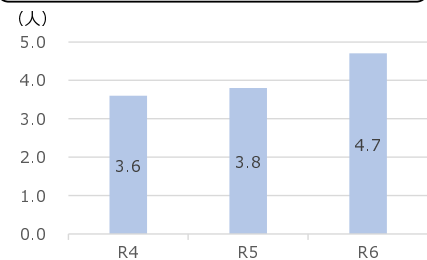
- ・重心児向け放課後等デイサービス
- ・重心児向け居宅訪問型児童発達支援
- ・難病サポートセンター

見直しにより廃止した事業

- ・就労継続支援B型（R5年度より廃止）

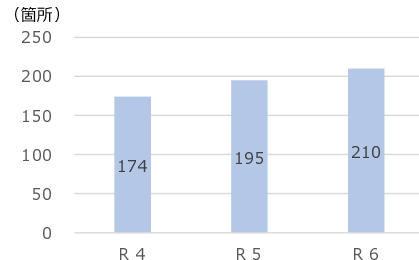
(3) 見直し後の状況

当センターにおける放課後等デイサービス（重心）の一日あたりの利用者数



- サービス開始以降、利用者が増加している

県内の就労継続支援B型事業所数の推移

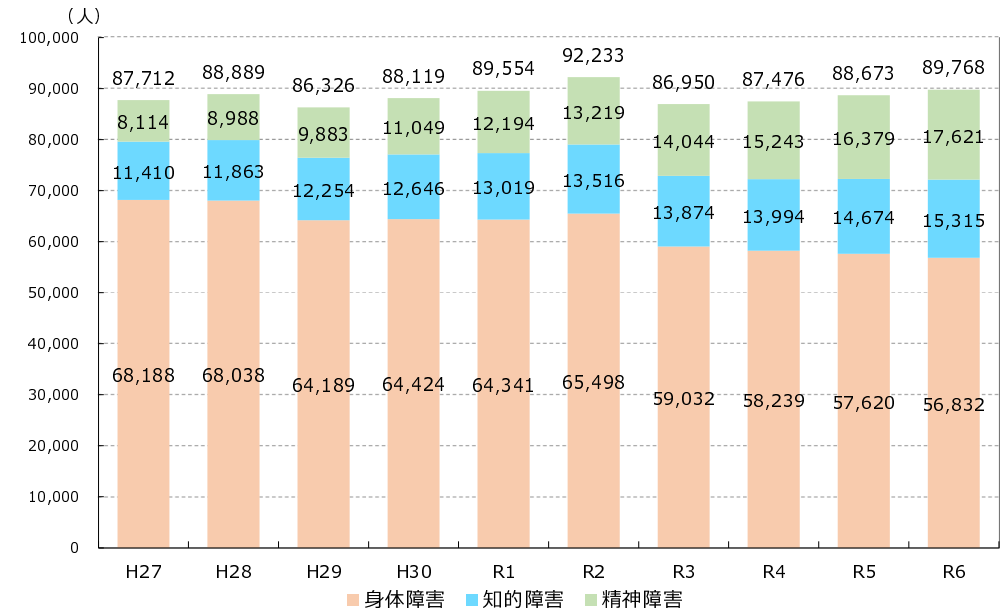


- 事業所数が増加している

奈良県内の障害者及び障害福祉サービス等の現状

【参考資料】

① 障害者手帳の所持者数の推移



H27年度

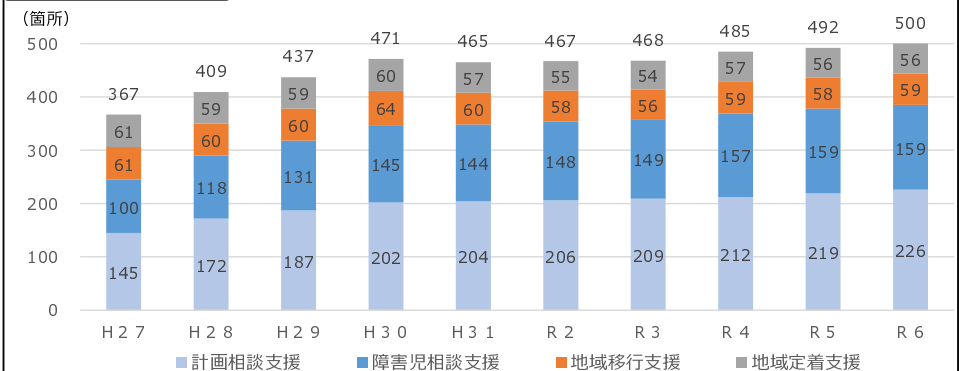
手帳所持者数：87,712人
 身体障害者：68,188人（77.74%）
 知的障害者：11,410人（13.01%）
 精神障害者：8,114人（9.25%）

R6年度

手帳所持者数：89,768人
 身体障害者：56,832人（63.31%）
 知的障害者：15,315人（17.06%）
 精神障害者：17,621人（19.63%）

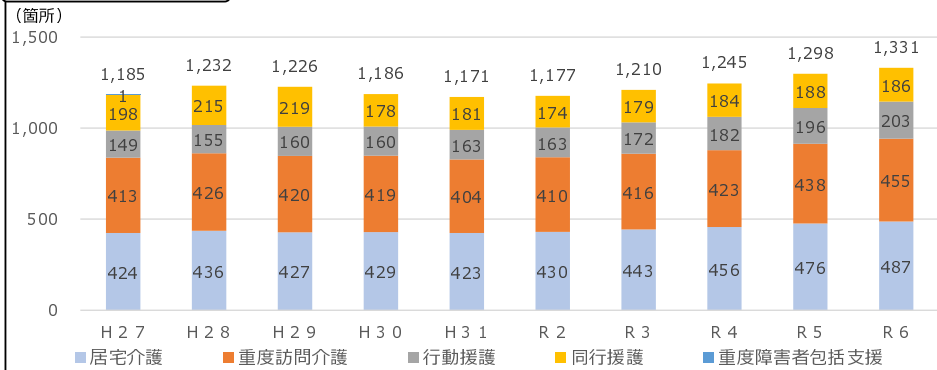
② 奈良県内の障害福祉サービス等事業所数の推移

1. 相談系サービス



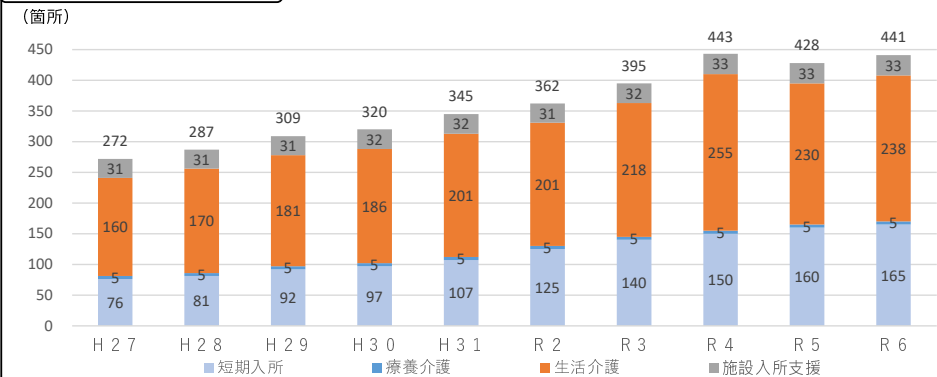
○事業所数はここ10年間で約1.3倍になっている。計画相談支援、障害児相談支援が増加。

2.訪問系サービス



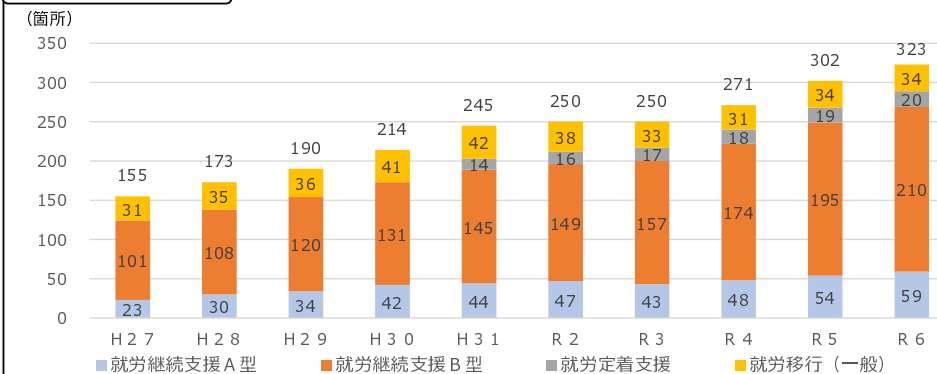
○事業所数はここ10年間で約1.1倍になっている。

3.日中活動系サービス



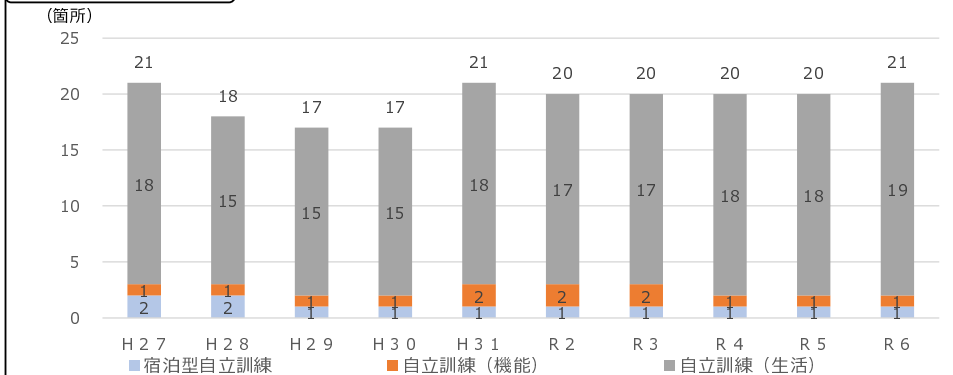
○事業所数はここ10年間で約1.6倍になっている。短期入所、生活介護が増加。

4.就労系サービス



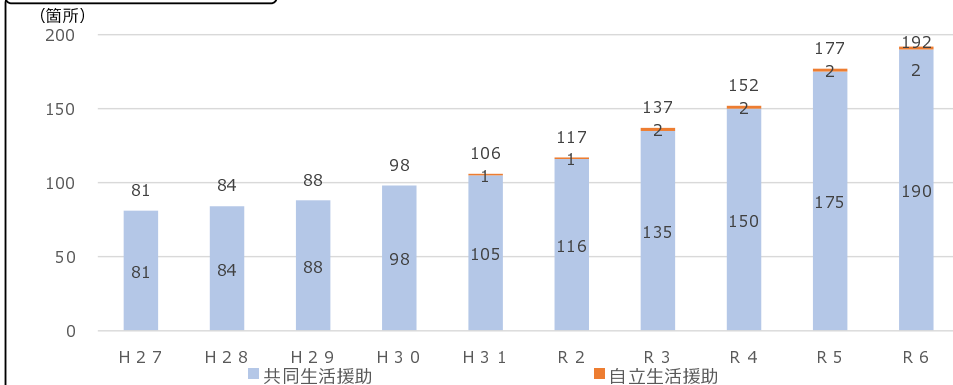
○事業所数はここ10年間で約2倍になっている。就労継続支援A型及びB型が増加。

5.訓練系サービス



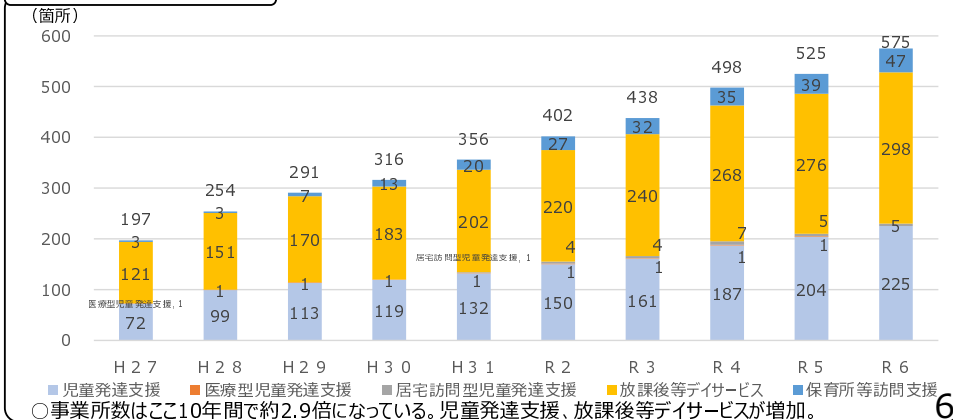
○事業所数はここ10年間横ばいの状況。自立訓練（機能）は現在、奈良県障害者総合支援センターのみ。

6.居宅支援系サービス



○事業所数はここ10年間で約2.3倍になっている。

7.障害児支援サービス



○事業所数はここ10年間で約2.9倍になっている。児童発達支援、放課後等デイサービスが増加。

当事者、その家族及び支援者の障害福祉に関するニーズ

①令和6年度「奈良県障害者計画の改定にあたってのアンケート調査」

1 アンケート実施概要

実施期間：令和6年1月～3月

実施方法：意見交換を実施した団体を通して調査票を配布・回収

回収数：614件

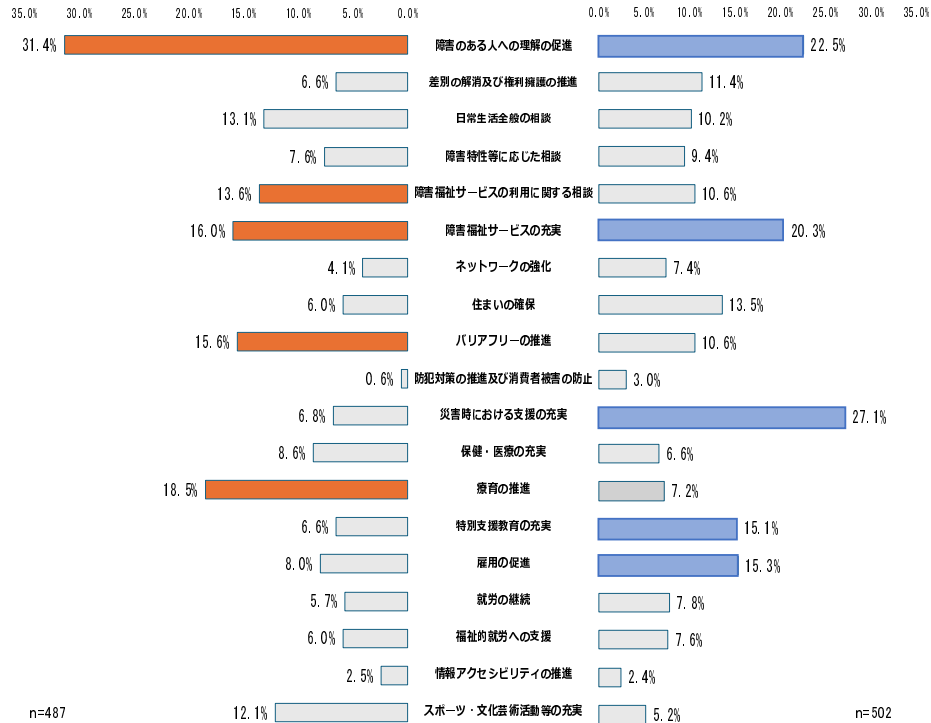
質問内容：令和2年度と比較して「思いを実現できるようになったと感じられる項目」と「思いを実現できなくなったと感じられない項目」をそれぞれ最大3つまで選択

2 アンケート結果概要

○回答の多かった上位5つの項目を着色

【思いを実現できるようになったと感じられる項目】

【思いを実現できなくなったと感じられない項目】



○障害のある人（本人）から「教育者や保育者が障害についての理解と受け止め方が変わってきた」等の意見があった。

○障害福祉サービス従事者から「相談支援が多くの人につくようになり、確実に相談できる場所ができていく人が増えた」等との意見があった。

○障害のある人の家族から「就労移行支援事業所が大幅に増え、一般就労も増えた」等といった意見があった。

○障害のある人（本人）から「相談窓口が機能していない。実質的な問題解決につながっていない」等との意見があった。

○障害福祉サービス従事者から「市町村により利用できるサービスに地域間格差がある」等との意見があった。

○障害のある人の家族から「移動支援、行動援護ができる事業所が少なく、利用できる人が少ない」等といった意見があった。